

# ○西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例施行規則

(平成 18 年 5 月 29 日)

(西宮市規則第 7 号)

## 沿 革

平成 28 年 7 月 14 日 規則第 9 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、西宮市斜面地等における建築物の制限に関する条例（平成 17 年西宮市条例第 69 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(接地位置)

**第 2 条** 条例第 2 条第 2 項ただし書に規定する規則で定める位置は、次の各号に掲げる部分にあつては、それぞれ当該各号に定める位置とする。

- (1) 建築物の周囲の当該建築物と一体的な構造のからぼり部分 からぼりの周壁が外側の地面と接する位置
- (2) 廊下、階段又はバルコニー 廊下、階段又はバルコニーの先端を地面へ水平投影した位置
- (3) 地面下の建築物の部分 地面下の建築物の外壁を地面へ水平投影した位置
- (4) 前 3 号に掲げる部分以外の建築物のはね出し部分 建築物の外壁を地面へ水平投影した位置

(階数の制限等を受けない建築物)

**第 3 条** 条例第 4 条第 1 項の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅（長屋及び共同住宅を除く。）で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- (2) 一戸建ての住宅又は前号の建築物に附属するもの

(地盤面の設定の適用を受けない建築物)

**第 4 条** 条例第 6 条第 2 項の規則で定める建築物は、前条各号に掲げるものとする。

(許可の手続)

**第 5 条** 条例第 5 条第 1 項第 2 号又は条例第 7 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 2 項第 2 号の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、許可申請書正副 2 通にそれぞれ申請の理由書及び次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造

2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さ

2 市長は、前項の申請を許可したときは、その申請書の副本の通知欄に所要の記載をし、許可しないときは、その理由を記載して当該申請者に交付するものとする。

(取下げ等の手続)

**第6条** 許可申請後許可前に当該申請を取り下げる場合、許可申請後当該申請に係る建築物の工事完了前に当該申請書の記載内容の変更があった場合又は許可後工事を取り止めた場合における手続については、それぞれ西宮市建築基準法施行細則（昭和46年西宮市規則第4号）第8条の2、第9条又は第10条の規定を準用する。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、様式その他この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

**付 則**（平成28年7月14日西宮市規則第9号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。